

(石狩市) 建築基準法に関する用途地域別 諸数値

R7. 4時点

			都市計画区域											都市計画 区域外	
			市街化区域												市街化 調整区域
			第一種低層 住居専用地域	第二種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域		
高さの限度 (法第55条)		高さの限度	10m												
斜線制限 (法第56条)	道路斜線 (第1項第一号)	前面道路の反対 側の境界線から の水平距離	20m												
		数値	1. 25						1. 5						
	隣地斜線 (第1項第二号)	数値		1. 25				2. 5							
		加える高さ		20m				31m							
	北側斜線 (第1項第三号) 高度地区 (法第58条)	数値	1. 25 (高度地区は1/1)※1												
		加える高さ	5m												
日影による 中高層の 建築物の制限 (法第56条の2)	制限を受ける建築物		軒高7m超又は 地上3階以上の建築物	高さ10m超の建築物	高さ10m超の建築物					高さ10m超 の建築物					
	平均地盤面からの高さ		1. 5m	4m	4m					4m					
	敷地境界線から の水平距離 の範囲内の 日影時間	5m超 10m以内	3時間	3時間	4時間					4時間					
		10m超	2時間	2時間	2. 5時間					2. 5時間					

※1 3丁目通及び若葉通の北西側にも規制有り

建築基準法に関する諸数値

地震地域係数	: Z＝0. 9	[建築基準法施行令 第88条第1項、昭和55年建設省告示第1793豪第1]
基準風速	: Vo＝32m/s	[建築基準法施行令 第88条第2項、平成12年建設省告示第1454号第2]
多雪区域	: 指定あり	[北海道建築基準法施行細則 第17条第1項、別表第1]
積雪単位荷重	: 30N/㎡/cm	[北海道建築基準法施行細則 第17条第2項]
垂直積雪量	: 140cm（浜益：150cm）	[北海道建築基準法施行細則 第17条第3項、別表第2]
凍結深度	: 60cm（厚田：70cm、浜益：80cm）	